

別表第一の上欄中「締約相手国」を「経済連携協定」に「メキシコ」を「メキシコ協定」に改める。

別表第三の中欄中「締約相手国」を「経済連携協定」に「メキシコ」を「メキシコ協定」に、「マレーシア」を「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」に、「チリ」を「チリ協定」に、「タイ」を「タイ協定」に、「インドネシア」を「インドネシア協定」に改め、同表に次のように加える。

六 スイス協定 関税率表第〇二〇・二〇号に掲げる物品

別表第四の上欄中「締約相手国」を「経済連携協定」に「メキシコ」を「メキシコ協定」に改める。

第六条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を次のように改正する。
別表第三に次のように加える。

七 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定	関税率表第〇四〇九・〇〇号に掲げる物品
-----------------------------------	---------------------

附則 この政令は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

財務大臣 与謝野 馨
 農林水産大臣 石破 茂
 経済産業大臣 二階 俊博
 内閣総理大臣 麻生 太郎

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年七月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第九十三号

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十條及び第六十九條の規定に基づき、この政令を制定する。

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「四万六千円」を「五万千円」に改め、同条第二号中「二万三千円」を「二万五千五百円」に改める。

第三十六条第二号中「一万八千円」を「二万三千円」に改める。
附則第二条第二項中「二万三千円」を「二万五千五百円」に改める。

附則

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
 内閣総理大臣 麻生 太郎

「コロン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年七月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第九十四号

「コロン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五條第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

「コロン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年九月三十日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 麻生 太郎
 外務大臣 中曽根弘文
 防衛大臣 浜田 靖一

省 令

○外務省令第十二号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九條第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十九日

外務大臣 中曽根弘文

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。